

防犯灯の維持管理負担の軽減と安全のために

LED 防犯灯へ建替をされる場合、
お近くの電柱へ設置する「共架式」がおすすめです。

●ポールの維持管理が不要

防犯灯をポールごと設置している場合、ポールの維持管理も必要です。
ポールは長期間使用すると根本が腐食するため、適切に管理されていない
場合、倒壊事故につながる恐れがあります。

※人身・物損事故の場合は賠償責任を負うことになります。

共架式であれば、電柱の所有者が柱の管理を行うため、ポールの維持管理
が不要です。

●既存の防犯灯をポールごと撤去 → 共架式の防犯灯を設置 ⇒「撤去」＋「新設」の補助金が交付可能です。

- ・ポール撤去工事：費用の1/2を補助（上限 11,000 円）
- ・防犯灯新設工事：費用の2/3を補助（上限 19,000 円）



最大 30,000 円を補助

※電柱によっては、共架の許可が下りない場合がありますので、
詳しくは電柱管理者（九電やNTT）にご相談ください。



LED へ



「道路占用許可書」について

※補助金交付の有無にかかわらず、道路上に防犯灯を設置する場合は、道路占用許可が必要です。

要注意!!

工事費補助金の 新設・取替・移設 の実績報告書に

「道路占用許可書」の写しがなければ、補助金を交付できません。

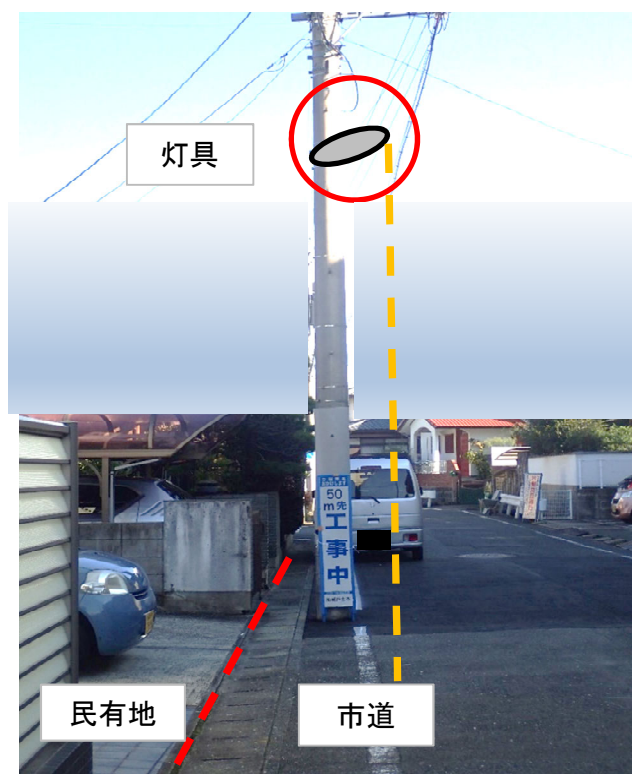
警察の「道路使用許可書」とは別のものです。

手続きについては下表の各区役所にお尋ねください。

↓ 道路占用許可が必要な例（電柱に共架する場合も必要です。）

1 電柱またはポールと灯具が市道上にある場合

2 電柱またはポールは私有地にあるが、
灯具が市道にはみ出ている場合



申請先（お問い合わせ先）	
東 区維持管理課	645-1056
博多区管理調整課	419-1061
中央区管理調整課	718-1082
南 区維持管理課	559-5094
城南区維持管理課	833-4077
早良区維持管理課	833-4336
西 区管理調整課	895-7042

1 道路**占用**許可（区役所にて申請）
福岡市が管理する道路上に防犯灯を設置する際に必要。

2 道路**使用**許可（警察署にて申請）
福岡市が管理する道路上で工事
または作業を行う際に必要。

※公園・下水道敷地・河川敷地などの場合は、その管轄の占用許可書が必要となります。

防犯灯道路占用申請手続きの流れ

手続きは工事前に終わってください

申請の流れ

- ① 道路占用許可申請書（様式第1号）に所定事項を記入し、添付書類を添えたものを1部、各区役所に提出してください。
- ② 後日、区役所から警察協議書一式をお渡ししますので、道路使用許可申請書とともに所轄警察署に提出してください。
- ③ 所轄警察署より、道路使用許可証（および協議回答書）が交付されますので、協議回答書を区役所に提出してください。
書類確認後、区役所から道路占用許可書が交付されます。

- ① 道路占用許可申請書に記入後、区役所へ提出してください。



区役所へ提出



- ② 後日、区役所から警察協議書一式をお渡ししますので、道路使用許可申請書とともに所轄警察署に提出してください。



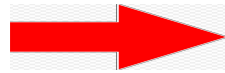
警察署へ提出



- ③ 所轄警察署より回答書（及び道路使用許可書）が交付されます。
協議回答書を区役所へ提出してください。
書類確認後、区役所より道路占用許可書が交付されます。



区役所へ提出



申請書に添付する書類
（新設・建替・移設）

見取り図

平面図

防犯灯の設計図

現地の写真

その他（必要に応じて）

★既設防犯灯の道路占用許可申請を行う場合の添付書類

- ・対象の防犯灯一覧（防犯灯台帳）
 - ・位置図
- 補助金申請の際に作成したものと
同じで構いません。
- ・申請する全ての防犯灯の設置状況（設置位置や路面からの高さなど）がわかる写真（全景）又は図面